

第61回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2023年6月23日（金曜日）午前10時
（受付開始 午前9時30分）

開催場所

東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー
ベルサール東京日本橋 5階コンファレンスセンター

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）
8名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）
報酬額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役報酬額決定の件
取締役（監査等委員である取締役を除く）
に対する譲渡制限付株式に係る報酬額決定
の件
- 第7号議案

目次

第61回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	8
事業報告	37
連結計算書類	53
計算書類	55
監査報告	57

招集ご通知がスマホでも！



パソコン・スマートフォン
からでも招集ご通知がご覧
いただけます。

<https://p.sokai.jp/9742/>



証券コード 9742
(発信日) 2023年6月1日
(電子提供措置の開始日) 2023年5月29日

株主の皆様へ

東京都中央区晴海三丁目10番1号
株式会社アイネス
代表取締役社長 吉村 晃一

第61回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第61回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、以下のインターネット上の各ウェブサイトに掲載しておりますので、お手数ながらいずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト
株主総会ページ

<https://www.ines.co.jp/ir/meeting.html>



東証ウェブサイト
東証上場会社情報サービス

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



東証ウェブサイトでは、銘柄名（会社名）「アイネス」または証券コード「9742」にて検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択して、ご確認ください。

株主の皆様におかれましては、後記の議決権行使についてのご案内をご確認いただき、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2023年6月23日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー
ベルサール東京日本橋 5階コンファレンスセンター
3. 目的事項
報告事項 (1) 第61期（自2022年4月1日至2023年3月31日）
事業報告、連結計算書類ならびに
会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果の報告の件
(2) 第61期（自2022年4月1日至2023年3月31日）
計算書類の報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）8名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）報酬額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役報酬額決定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式に係る報酬額決定の件

以上

◎ 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対してご送付する書面には記載しておりません。

【事業報告】 業務の適正を確保するための体制および運用状況

【連結計算書類】 連結株主資本等変動計算書

連結注記表

【計算書類】 株主資本等変動計算書

個別注記表


◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。株主総会参考書類をご検討の上、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

ご推奨



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月22日(木曜日)
午後5時20分入力完了分まで

ご推奨



書面(郵送)で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入の上、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2023年6月22日(木曜日)
午後5時20分到着分まで



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(*1)

日 時

2023年6月23日(金曜日)
午前10時(受付開始:午前9時30分)

*1 代理人によるご出席の場合は、議決権を有する他の株主様1名を代理人とし、代理権を証明する書面のご提出を必要といたします。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

御中

株主総会日 議決権の数 XX 票

××××年××月××日

議決権行使書用紙のデザイン例

1. _____

2. _____

〇〇〇〇〇〇

※デザイン例
XXXX-XXXX-XXXX-XXX
〇〇〇〇〇〇

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第3、4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第1、2、5、6、7号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書はイメージです。

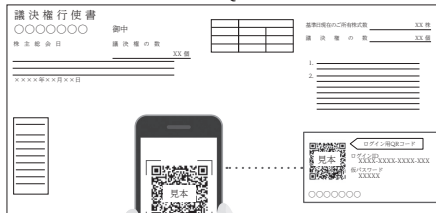
- ・書面(郵送)およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使とさせていただきます。
- ・インターネットで複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使とさせていただきます。
- ・議決権行使書用紙に議案に対する賛否の記載がない場合は賛成の意思表示をされたものとさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.muft.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。

「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

ライブ配信についてのご案内

1. ライブ配信について

株主総会会場に来場されなくとも、株主総会の模様をご視聴いただけるようインターネットによるライブ配信を行います。

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」にログインしてご視聴ください。

なお、本ライブ配信では議決権の行使や質問等を行うことはできません。事前の議決権行使をお願いいたします。

配信日時：2023年6月23日（金曜日）午前10時から株主総会終了時刻まで

【ご留意事項】

- ・ご使用の機器、通信環境の状況により、ご視聴いただけない場合がございます。
- ・ライブ配信映像や音声データの保存、SNS等での投稿等をご遠慮ください。
- ・当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに可能な限り配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。予めご了承ください。
- ・何らかの事情によりライブ配信を中止とする場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。
- ・ご視聴いただくための通信料金等は、株主様のご負担となります。

2. 株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」のご利用方法

(1) QRコードの読み取りによりログインする場合

<<同封の議決権行使書裏面（イメージ）>>



(2) 個別のログインID・パスワードによりログインする場合

<<株主様認証画面（ログイン画面）>>

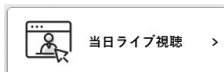
株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」へアクセスしてください。

- ① 同封の議決権行使書裏面に記載のログインIDとパスワード（※）を入力してください。
- ② 利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックしてください。
- ③ 「ログイン」ボタンをクリックしてください。
※議決権行使WEBサイトで使用するパスワードとは異なりますのでご注意ください。

（画面はイメージです。編集等により、実際の画面とは異なる場合がございます）

(3) ポータルサイト（株主総会当日）

- ① ログイン後の画面に表示されている「当日ライブ視聴」ボタンをクリックしてください。



※当日ライブ視聴ページには、開始時間30分前頃よりアクセス可能となります。

- ② 当日ライブ視聴等に関するご利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし、「視聴する」をクリックしてください。
- ③ 当日ライブ視聴ページが表示されます。

推奨環境

本サイトの推奨環境は以下の通りです。

なお、Internet Explorerはご利用いただけませんので以下ブラウザをご利用ください。

	PC		モバイル		
	Windows	Macintosh	iPad	iPhone	Android
OS	Windows10以降	MacOS X 10.13(High Sierra)以降	iOS 13.0 以降	iOS 12.0 以降	Android 8.0以降
ブラウザ *各種最新	GoogleChrome、 Microsoft Edge(Chromium)	Safari、 GoogleChrome	Safari	Safari	Google Chrome

* 上記環境において通信環境や端末により正常に動作しない場合がございます。

インターネット配信サイトに
関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-676-808

(通話料無料)

※土日祝日等を除く平日9:00～17:00、ただし、株主総会当日は9:00～株主総会終了まで

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要施策の一つとして位置付け、安定した配当を継続的に実施することを基本方針とし、業績および経営環境等を総合的に勘案し、配当を行っております。

上記の基本方針を踏まえ、当期の期末配当につきましては、過去最高益を達成したことから、株主の皆様への利益還元をより充実させていただくため、次のとおりといたします。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金25円 総額 519,883,100円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月26日

なお、2022年12月5日に、中間配当として1株につき金20円をお支払いいたしておりますので、当期の配当は、年額で金45円と前期比5円の増配となります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1)当社は、今後の経営・事業環境が急激に変化する中、監査等委員である取締役が取締役会の議決権を付与することにより、監査・監督機能、コーポレート・ガバナンス体制を一層強化することを目的として、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。現行定款につきましては、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等を行い、あわせて監査役の責任免除の規定削除に伴う経過措置として附則を設けるものであります。
- (2)2021年6月に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)が施行され、上場会社は、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けた場合に、定款に定めることにより、場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)を開催することが可能となりました。当社といたしましては、これまでの感染症拡大や自然災害を含む大規模災害の発生、社会のデジタル化の進展等を踏まえ、株主総会の開催方式の選択肢を拡充することが株主の皆様の利益に資すると考え、場所の定めのない株主総会を開催することができるよう、変更案第14条(招集)第2項を新設するものであります。なお当社は、当該変更にあたり上記要件に該当することについて経済産業大臣および法務大臣の確認を受けております。
- (3)上記の変更に伴う条数の変更、条文の加除、文言の整理のほか、字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第1条～第3条<条文省略> (機関)	第1条～第3条<現行どおり> (機関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> <削除> (3) 会計監査人
第5条～第13条<条文省略>	第5条～第13条<現行どおり>
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(招集)	(招集)
第14条 <条文省略> <新設>	第14条 <現行どおり> <u>2 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>
第15条～第19条<条文省略>	第15条～第19条<現行どおり>
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会 <u>ならびに監査等委員会</u>
(員数)	(員数)
第20条 当社の取締役は、20名以内とする。 <新設>	第20条 当社の取締役は、20名以内とする。 <u>2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、10名以内とする。</u>
(選任方法)	(選任方法)
第21条 取締役は、株主総会において選任する。	第21条 取締役は、株主総会において、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u>
2 <条文省略> 3 <条文省略>	2 <現行どおり> 3 <現行どおり>
(任期)	(任期)
第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第22条 取締役 (<u>監査等委員である者を除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

現 行 定 款	変 更 案
<p><新設></p> <p>2 任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役または増員により選任された取締役の任期は、<u>他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><新設></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議により、取締役会長1名を定めることができる。</p> <p>第24条 <条文省略></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して、会日の3日前までに発することを要する。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p><新設></p> <p>第26条 <条文省略></p>	<p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期満了前に退任した取締役(監査等委員である者を除く。)</u>の補欠または増員により選任された取締役(監査等委員である者を除く。)<u>の任期は、在任取締役(監査等委員である者を除く。)</u>の任期と同一とする。</p> <p>4 <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議により<u>取締役(監査等委員である者を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議により、<u>取締役(監査等委員である者を除く。)</u>の中から取締役会長1名を定めることができる。</p> <p>第24条 <現行どおり></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して、会日の3日前までに発することを要する。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第26条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して、会日の3日前までに発することを要する。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>第27条 <現行どおり></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該決議事項に異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または電子署名を行う。</p> <p><新設></p> <p>第29条 <条文省略></p> <p><新設></p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第28条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第29条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名を行う。</p> <p>(取締役への委任)</p> <p>第30条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第31条 <現行どおり></p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第32条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令またはこの定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第33条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第34条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(取締役の責任限定契約)</u></p> <p>第32条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第427条第1項の最低責任限度額とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役および監査役会</u></p> <p><u>(員数)</u></p> <p>第33条 当社の監査役は、5名以内とする。</p> <p><u>(監査役の選任)</u></p> <p>第34条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p><u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(任期)</u></p> <p>第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p>第36条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第37条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発することを要する。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p>第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p><u>2</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第427条第1項の最低責任限度額とする。</p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p>

現 行 定 款	変 更 案
<u>(監査役会の議事録)</u>	<削除>
<p>第39条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名を行う。</p>	
<u>(監査役会規程)</u>	<削除>
<p>第40条 監査役会に関する事項は、法令またはこの定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	
<u>(監査役の報酬等)</u>	<削除>
<p>第41条 監査役の報酬、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	
<u>(監査役の責任免除)</u>	<削除>
<p>第42条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p>	
<u>(監査役の責任限定契約)</u>	<削除>
<p>第43条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第427条第1項の最低責任限度額とする。</p>	
<p>第6章 計算</p>	<p>第5章 計算</p>
<p>第44条～第47条<条文省略></p>	<p>第35条～第38条<現行どおり></p>
<p><新設></p>	<p>(附則)</p>
	<p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>第1条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、第61回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2022年 6月24日改定</p>	<p>2 <u>第61回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</u></p> <p>2023年 6月23日改定</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）8名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（6名）は任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）8名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位および担当	属性			2022年度取締役会出席状況
1	よしむら こういち 吉村 晃一	代表取締役社長	再任			11回/11回（100%）
2	つかはら すすむ 塚原 進	取締役専務執行役員	再任			11回/11回（100%）
3	ふくやま かずひろ 福山 和宏	常務執行役員	新任			—
4	ほっとり しゅうじ 服部 修治	常務執行役員	新任			—
5	きん ぐん 金 群	社外取締役	再任	社外	独立役員	11回/11回（100%）
6	むらかみ かなこ 村上 嘉奈子	社外取締役	再任	社外	独立役員	9回/9回（100%）
7	さとう のぶき 佐藤 信行	社外取締役	再任	社外	独立役員	9回/9回（100%）
8	もりさき たかし 森崎 孝	—	新任	社外	独立役員	—



候補者番号

1

よし むら こう いち
吉村 晃一

(1965年10月25日生)

再任

【略歴、当社における地位および担当】

1988年 4月 当社入社
2010年 8月 当社金融システム事業部生保システム本部長
2013年 4月 当社執行役員金融システム事業部長
2014年 6月 当社取締役執行役員金融システム事業部長
2016年 4月 当社取締役執行役員ITソリューション本部長
2018年 4月 当社取締役執行役員公共ソリューション本部長
2019年 4月 当社取締役常務執行役員公共ソリューション本部長
2020年 4月 当社代表取締役社長（現任）

所有する当社株式数

28,563株

取締役在任期間

(本総会終結時) 9年

取締役会出席状況

11/11回 (100%)

【重要な兼職の状況】

なし

取締役候補者とした理由

候補者は、2014年度から取締役執行役員として、当社の公共・金融・保険・産業の各事業分野の責任者を歴任するなど、当社の事業全般に精通すると共に、各事業の推進に多大な貢献をしております。また、2020年度からは、代表取締役社長として、当社全体を牽引しております。今後の当社および当社グループの経営においても、その豊富な業務経験と広範な見識をもって、当社の中期経営計画を牽引・主導し、業績ひいては企業価値の向上を果たされるものと期待できることから、引き続き取締役としてご選任をお願いするものであります。



候補者番号

2

つかはら
塚原

すすむ
進

(1961年4月8日生)

再任

【略歴、当社における地位および担当】

1985年4月 株式会社三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行
2005年6月 同行総合企画室次長
2008年5月 同行企画部主計室室長
2014年11月 当社執行役員財務本部長
2015年6月 当社取締役常務執行役員財務本部長
2021年4月 当社取締役専務執行役員（現任）

所有する当社株式数

24,853株

取締役在任期間

(本総会終結時) 8年

取締役会出席状況

11/11回 (100%)

【重要な兼職の状況】

なし

取締役候補者とした理由

候補者は、長年にわたり金融関係の業務および企業経営に携わり、当社においても、2015年度から取締役常務執行役員、2021年度から取締役専務執行役員として、事業企画、人事、財務・資本戦略の策定、遂行をし、持続的かつ安定した収益体制の構築に取り組むなど、当社および当社グループの経営に貢献してまいりました。今後の経営においても、その豊富な経験と高い見識をもって、業績ひいては企業価値の向上を果たされるものと期待できることから、引き続き取締役としてご選任をお願いするものであります。



所有する当社株式数

8,183株

候補者番号

3

ふく やま かず ひろ
福山 和宏

(1963年12月24日生)

新任

【略歴、当社における地位および担当】

- 1986年 4月 当社入社
- 2008年 2月 当社支社統括本部 福岡支社長
- 2010年10月 当社産業システム事業部 産業営業本部長
- 2015年 4月 当社産業システム事業部長
- 2018年 4月 当社執行役員 ITソリューション本部長
- 2020年 4月 当社執行役員 公共ソリューション本部長
- 2021年 4月 当社常務執行役員
- 2022年 4月 当社常務執行役員 公共ソリューション本部長（現任）

【重要な兼職の状況】

なし

取締役候補者とした理由

候補者は、当社の公共・産業の各事業分野の責任者を歴任するなど、当社の事業全般に精通すると共に、2018年度からは執行役員として、各事業の推進に多大な貢献をしております。今後の当社および当社グループの経営においても、その豊富な業務経験と広範な見識をもって、自治体情報システム標準化対応を牽引・主導し、業績ひいては企業価値の向上を果たされるものと期待できることから、新たに取締役としてご選任をお願いするものであります。



所有する当社株式数

6,983株

候補者番号

4

はっ どり しゅう じ
服部 修治

(1965年8月16日生)

新任

【略歴、当社における地位および担当】

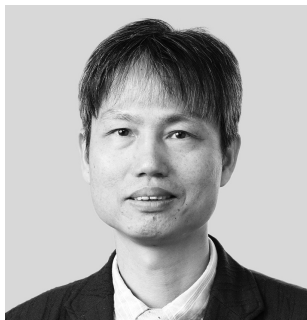
1988年4月 当社入社
2006年10月 当社支社統括本部 名古屋支社長
2012年4月 当社営業統括本部 公共営業本部長
2013年10月 当社運用サービス事業部 第一運用サービス本部長
2017年4月 当社事業戦略本部 担当本部長
2019年4月 当社執行役員 公共ソリューション本部 副本部長
2021年4月 当社常務執行役員（現任）

【重要な兼職の状況】

なし

取締役候補者とした理由

候補者は、当社の公共およびDXの各事業分野の責任者を歴任するなど、当社の事業全般に精通すると共に、2019年度からは執行役員として、各事業の推進に多大な貢献をしてまいりました。今後の当社および当社グループの経営においても、その豊富な業務経験と広範な見識をもって、新規事業の構築およびDX事業の推進を牽引・主導し、業績ひいては企業価値の向上を果たされるものと期待できることから、新たに取締役としてご選任をお願いするものであります。



所有する当社株式数

0株

社外取締役在任期間

(本総会終結時) 3年

取締役会出席状況

11/11回 (100%)

候補者番号

5

きん
金

ぐん
群

(1962年9月27日生)

再任

社外

独立役員

【略歴、当社における地位および担当】

1984年12月 中国杭州電子科技大学 計算機科学科助教、専任講師
1995年4月 徳島大学 工学部知能情報工学科 助教授
1999年4月 会津大学 コンピュータ理工学部ソフトウェア学科 助教授
2003年4月 早稲田大学 人間科学学術院 人間情報科学科 教授 (現任)
2018年9月 早稲田大学 人間科学学術院 副学術院長 (国際担当)
2018年9月 早稲田大学 大学院 人間科学研究科長
2020年6月 当社社外取締役 (現任)

【重要な兼職の状況】

早稲田大学 人間科学学術院 人間情報科学科 教授

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

候補者は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、長年にわたり大学においてコンピュータサイエンスの動向・適用分野についての研究に携わり、その技術・事業に関する専門的な知識・経験を有しております。当社においては、2020年度から社外取締役として、これまでの経歴を通じて培われた専門的知識および経験に基づき、当社および当社グループの経営の適切な監督を行っていただいております。今後も当社および当社グループの適切な監督を行っていただけると期待し、引き続き社外取締役としてご選任をお願いするものであります。

独立性に関する事項

当社の子会社である株式会社アイネス総合研究所と候補者が教授を務める早稲田大学との間には共同研究に関する契約がありますが、その取引額は当社連結売上原価の0.1%未満です。したがって、独立性は十分に確保されるものと判断しております。



候補者番号

6

むらかみ かなこ
村上 嘉奈子

(1978年3月13日生)

(戸籍上の氏名：佐藤 嘉奈子)

再任

社外

独立役員

所有する当社株式数

0株

社外取締役在任期間

(本総会終結時) 1年

取締役会出席状況

9/9回 (100%)

【略歴、当社における地位および担当】

- 2001年10月 弁護士登録(第二東京弁護士会)(現在)
のぞみ総合法律事務所入所
- 2012年11月 東京都生活衛生審議会委員
- 2020年6月 新生信託銀行株式会社 社外監査役(現任)
- 2021年4月 のぞみ総合法律事務所パートナー(現任)
- 2022年4月 第二東京弁護士会常議員
- 2022年6月 当社社外取締役(現任)
- 2023年4月 日本弁護士連合会常務理事(現任)

【重要な兼職の状況】

- のぞみ総合法律事務所パートナー
- 新生信託銀行株式会社 社外監査役
- 日本弁護士連合会常務理事

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

候補者は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士資格およびコンプライアンス・オフィサー資格を有し、のぞみ総合法律事務所のパートナーを務め、企業のリスク管理、コンプライアンス、危機管理等の弁護士業務に従事しているとともに、他社の社外監査役の立場から企業経営に対する監督を行っております。

当社においては、2022年度から社外取締役として、これまでの経歴を通じて培われた専門的見識に基づき、当社および当社グループの経営の適切な監督を行っていただいております。今後も当社および当社グループの適切な監督を行っていただけると期待し、引き続き社外取締役としてご選任をお願いするものであります。

独立性に関する事項

候補者の各兼職先と当社との間には、取引関係はなく、独立性は十分に確保されるものと判断しております。



所有する当社株式数

0株

社外取締役在任期間

(本総会終結時) 1年

取締役会出席状況

9/9回 (100%)

候補者番号

7

さとう のぶゆき
佐藤 信行

(1962年8月6日生)

再任

社外

独立役員

【略歴、当社における地位および担当】

1992年4月 中央大学法学部兼任講師
1995年4月 釧路公立大学経済学部専任講師
1997年4月 釧路公立大学経済学部助教授
2001年4月 尚美学園大学総合政策学部教授
2006年4月 中央大学大学院法務研究科教授 (現任)
2011年1月 中央大学副学長 (2014年11月退任)
2020年7月 中央大学副学長 (現任)
2021年4月 中央大学教育力研究開発機構長 (現任)
2022年6月 当社社外取締役 (現任)

【重要な兼職の状況】

中央大学大学院法務研究科教授
中央大学副学長
日本弁護士連合会外国法事務弁護士懲戒委員会委員
地方公共団体情報システム機構本人確認情報保護委員会委員長
地方公共団体情報システム機構認証業務情報保護委員会委員長

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

候補者は、過去に会社経営に直接関与した経験はありませんが、地方自治体の情報システム導入や個人情報保護に関する教育研究実績および公職経験が豊富であります。また、当社の主要業務かつ今後の注力事業となる地方自治体向けの新たな各種情報処理 (ITサービス) 業を推進するうえで、大変重要な領域についての造詣が深く、当社においては、2022年度から社外取締役として、その経歴を通じて培った専門的見識に基づき、当社および当社グループの経営の適切な監督を行っていただいております。今後も当社および当社グループの適切な監督を行っていただけると期待し、引き続き社外取締役としてご選任をお願いするものであります。

独立性に関する事項

当社と候補者の兼職先である地方公共団体情報システム機構との取引額は、当社連結売上原価の0.1%未満です。また、候補者のその他各兼職先と当社との間には、取引および寄付の関係はなく、独立性は十分に確保されるものと判断しております。



所有する当社株式数

0株

候補者番号

8

もり さき
森 崎

たかし
孝

(1955年1月1日生)

新任

社外

独立役員

【略歴、当社における地位および担当】

1978年4月 株式会社三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行
2008年4月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ常務執行役員
株式会社三菱東京UFJ銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）常務執行役員
2010年5月 同行常務執行役員アジア本部長
2012年5月 同行専務執行役員市場部門長
2012年6月 同行専務取締役市場部門長
2012年7月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ常務執行役員
市場連結事業本部長
2014年5月 株式会社三菱東京UFJ銀行副頭取
2016年10月 株式会社三菱総合研究所副社長執行役員
2016年12月 同社代表取締役社長
2021年12月 同社取締役会長(現任)

【重要な兼職の状況】

株式会社三菱総合研究所取締役会長
株式会社ノリタケカンパニーリミテド社外監査役
日本ビジネスシステムズ株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

候補者は、長年にわたり金融機関、IT系シンクタンクの企業経営に携わり、これまでの経歴を通じて培った経営の専門家としての豊富な経験と高い見識を当社および当社グループの経営に活かしていただけるものと判断し、新たに社外取締役としてご選任をお願いするものであります。

独立性に関する事項

候補者が取締役として在任している株式会社三菱総合研究所と当社との2022年度の取引規模は、売上高は当社連結売上高の0.7%未満、仕入高は当社連結売上原価の0.3%未満です。また、社外取締役として在任している日本ビジネスシステムズ株式会社と当社との2022年度の取引額は当社連結売上原価の0.1%未満です。したがって、同氏の独立性は十分に確保されるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者の金 群、村上 嘉奈子、佐藤 信行および森崎 孝の各氏は、社外取締役候補者であります。当社は、金 群、村上 嘉奈子および佐藤 信行の各氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届

- け出しており、各氏の選任がご承認いただけた場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。また、森崎 孝氏の選任がご承認いただけた場合、新たに同氏を独立役員として届け出る予定であります。
3. 金 群、村上 嘉奈子および佐藤 信行の各氏と当社とは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額としております。
金 群氏、村上 嘉奈子氏、佐藤 信行氏および森崎 孝氏の選任がご承認いただけた場合、金 群氏、村上 嘉奈子氏および佐藤 信行氏の各氏との間で同契約を継続するとともに、森崎 孝氏との間で同契約を締結する予定であります。
 4. 当社は、吉村 晃一、塚原 進、金 群、村上 嘉奈子および佐藤 信行の各氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、各氏の選任がご承認いただけた場合、同契約を継続するとともに、福山 和宏氏、服部 修治氏および森崎 孝氏の選任がご承認いただけた場合、各氏との間で同契約を締結する予定であります。なお、当該補償契約の概要については、事業報告の会社役員に関する事項の補償契約の内容の概要等をご参照ください。
 5. 当社は、保険会社との間で当社取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約を継続し、その後更新する予定であります。各候補者の選任がご承認いただけた場合、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の概要については、事業報告の会社役員に関する事項の役員等賠償責任保険契約の内容の概要をご参照ください。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	属性	2022年度取締役会出席状況	2022年度監査役会出席状況
1	おとし かずまさ 大利 一雅	社外監査役	新任	11回/11回 (100%)	13回/13回 (100%)
2	ともだ かずひこ 友田 和彦	社外監査役	新任 社外 独立役員	10回/11回 (90.9%)	13回/13回 (100%)
3	は が りょう 芳賀 良	社外監査役	新任 社外 独立役員	11回/11回 (100%)	13回/13回 (100%)
4	はやふね かつとし 早船 勝利	—	新任 社外 独立役員	—	—



候補者番号

1

おおとし かず まさ
大 利 一 雅

(1957年1月11日生)

新任

【略歴、当社における地位】

1979年 4月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行） 入行
2009年 7月 三菱UFJ証券株式会社システム推進部長
2010年 1月 同社執行役員システム本部副本部長
2010年 5月 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社常務執行役員システム本部副本部長
2011年 6月 同社常務執行役員システム本部部長
2013年 6月 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社常務執行役員
2016年 7月 三菱総研DCS株式会社常務執行役員金融事業本部部長
2018年 5月 同社常務執行役員ソリューション事業本部部長
2019年12月 同社顧問
2020年 6月 当社社外監査役（現任）

所有する当社株式数

0株

社外取締役在任期間

(本総会終結時) -年

取締役会出席状況

11/11回 (100%)

監査役会出席状況

13/13回 (100%)

【重要な兼職の状況】

なし

監査等委員である取締役候補者とした理由

候補者は、長年にわたり銀行・証券会社における業務執行と企業経営に携わり、その経歴を通じて培ったITの専門家としての豊富な経験と高い見識をもっております。当社においては、2020年度から社外監査役として、これまでの経歴を通じて培われた高い見識に基づき、当社および当社グループの経営の適切な監督を行っていただいております。今後はこれまでの当社監査役経験を活かして当社および当社グループの適切な監督を行っていただけると期待し、監査等委員である取締役としてご選任をお願いするものであります。



所有する当社株式数

0株

社外取締役在任期間

(本総会終結時) -年

取締役会出席状況

10/11回 (90.9%)

監査役会出席状況

13/13回 (100%)

候補者番号

2

とも だ か ず ひ こ
友 田 和 彦

(1956年4月30日生)

新任

社外

独立役員

【略歴、当社における地位】

1979年3月 プライスウオーターハウス会計事務所入所
1997年7月 青山監査法人（プライスウオーターハウス会計事務所を改組）代表社員
2006年9月 あらた監査法人（現PwCあらた有限責任監査法人）代表社員
2012年7月 同法人製造・流通・サービス部門担当執行役
2019年6月 同法人退職
2019年7月 友田公認会計士事務所開設（現職）
2020年6月 パーソルホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）
2020年6月 株式会社博報堂DYホールディングス社外監査役（現任）
2020年6月 株式会社大広社外監査役（現任、2023年6月まで）
2020年6月 当社社外監査役（現任）

【重要な兼職の状況】

パーソルホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員）
株式会社博報堂DYホールディングス 社外監査役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

候補者は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、公認会計士として財務会計に精通しており、長年にわたり監査法人において多数の上場企業の監査に関与され、その経歴を通じて培った専門的見識を有しております。当社においては、2020年度から社外監査役として、これまでの経歴を通じて培われた高い見識に基づき、当社および当社グループの経営の適切な監督を行っていただいております。今後も当社および当社グループの適切な監督を行っていただくと期待し、監査等委員である社外取締役としてご選任をお願いするものであります。

独立性に関する事項

候補者の各兼職先と当社との間には、取引関係はなく、独立性は十分に確保されるものと判断しております。



候補者番号

3

は が
芳 賀

りょう
良

(1966年2月9日生)

新任

社外

独立役員

所有する当社株式数

0株

社外取締役在任期間

(本總會終結時) 一年

取締役会出席状況

11/11回 (100%)

監査役会出席状況

13/13回 (100%)

【略歴、当社における地位】

- 1996年8月 山口大学経済学部助教授
- 2003年4月 岡山大学法学部教授
- 2004年4月 同大学大学院法務研究科教授
- 2007年4月 同大学大学院社会文化科学研究科教授
- 2010年4月 横浜国立大学大学院国際社会科学研究院 (現国際社会科学研究院) 教授 (現任)
- 2010年6月 弁護士登録 (第一東京弁護士会所属) (現在)
- 2015年4月 横浜国立大学大学院国際社会科学府法曹実務専攻 専攻長
- 2021年6月 当社社外監査役 (現任)

【重要な兼職の状況】

横浜国立大学大学院国際社会科学研究院 教授

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

候補者は、過去に会社経営に直接関与した経験はありませんが、弁護士資格を有する大学院教授として金融商品取引法および会社法に精通しております。当社においては、2021年度から社外監査役として、これまでの経歴を通じて培われた高い見識に基づき、当社および当社グループの経営の適切な監督を行っていただいております。今後も当社および当社グループの適切な監督を行っていただけると期待し、監査等委員である社外取締役としてご選任をお願いするものであります。

独立性に関する事項

候補者の兼職先と当社との間には、取引および寄付の関係はなく、独立性は十分に確保されるものと判断しております。



所有する当社株式数

0株

候補者番号

4

はや ふね かつ とし
早船 勝利 (1971年5月21日生)

新任

社外

独立役員

【略歴】

1992年10月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所
1996年5月 公認会計士登録（現在）
2000年9月 株式会社東京三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行
2002年4月 監査法人トーマツ 金融インダストリーグループ部門入所
2007年6月 同法人 ファイナンシャルアドバイザーサービス部門^{ハートナー}
2012年7月 デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社（現 デロイト
トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社）に転籍、パートナー
y k r アカウンティングアドバイザー合同会社 代表社員（現任）

【重要な兼職の状況】

y k r アカウンティングアドバイザー合同会社 代表社員

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

候補者は、過去に会社経営に直接関与した経験はありませんが、公認会計士として財務会計に精通しており、監査法人において多数の上場企業の監査に関与され、その経歴を通じて培った専門的見識をもって当社経営の監督を行っていただけるものと期待し、監査等委員である社外取締役としてご選任をお願いするものであります。

独立性に関する事項

候補者の兼職先と当社との間には、取引関係はなく、独立性は十分に確保されるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 友田 和彦、芳賀 良および早船 勝利の各氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。当社は、友田 和彦および芳賀 良の各氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、各氏の選任をご承認いただいた場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。また、早船 勝利氏の選任をご承認いただいた場合、新たに同氏を独立役員として届け出る予定であります。
3. 大利 一雅、友田 和彦および芳賀 良の各氏と当社とは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額としております。大利 一雅、友田 和彦、芳賀 良および早船 勝利氏の選任をご承認いただいた場合、大利 一雅、友田 和彦および芳賀 良の各氏との間で同契約を継続するとともに、早船 勝利氏との間で同契約を締結する予定であります。
4. 当社は、大利 一雅、友田 和彦および芳賀 良の各氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、各氏の選任をご承認いただいた場合、同契約を継続するとともに、早船 勝利氏の選任をご承認いただいた場合、同氏との間で同契約を締結する予定であります。なお、当該補償契約の概要については、事業報告の会社役員に関する事項の補償契約の内容の概要等をご参照ください。
5. 当社は、保険会社との間で当社取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約を継続し、その後更新する予定であります。各候補者の選任をご承認いただいた場合、各候補者は当

該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の概要については、事業報告の会社役員に関する事項の役員等賠償責任保険契約の内容の概要をご参照ください。

6. 友田 和彦氏が社外監査役を務める株式会社大広の執行役員は、東京2020オリンピック・パラリンピックのスポンサー選考において贈賄の疑いにより2022年10月に東京地方検察庁より起訴されました。同氏は、当該事実を事前には認識しておりませんが、平素より取締役会等において法令遵守の重要性やコンプライアンス経営の視点に立った提言を適宜行っており、当該事実の判明後においては再発防止に向けて必要となる取り組みに対する意見表明を行うなど、その職責を適切に果たしております。

(ご参考) 本定時株主総会後の取締役のスキル・マトリックス

番号	氏名	当社における地位	知識・経験・能力等				
			経営経験	財務・会計	法務	業界知識	国際性
1	吉村 晃一	代表取締役	○			○	
2	塚原 進	代表取締役	○	○			
3	福山 和宏	取締役				○	
4	服部 修治	取締役				○	
5	金 群	社外取締役				○	○
6	村上 嘉奈子	社外取締役	○		○		
7	佐藤 信行	社外取締役	○		○	○	
8	森崎 孝	社外取締役	○			○	○
9	大 利 一 雅	監査等委員である 取締役	○			○	
10	友田 和彦	監査等委員である 社外取締役		○			
11	芳 賀 良	監査等委員である 社外取締役			○		
12	早 船 勝利	監査等委員である 社外取締役		○			

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）報酬額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬等の総額は、2009年6月24日開催の第47回定時株主総会において年額300,000千円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額を定めることとし、引き続き、年額300,000千円以内といたします。なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与・賞与は含まないものといたします。

当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は事業報告の会社役員に関する事項の取締役および監査役の報酬等の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針に関する事項に記載のとおりであり、本議案をご承認いただいた場合には、本総会終了後の取締役会において、その対象を「取締役」から「取締役（監査等委員である取締役を除く）」と変更することを予定しております。

本議案の内容は、上記の方針に沿う内容となっており、また、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数および今後の動向等を総合的に勘案したものであることから、相当であるものと考えております。

現在の取締役は6名（うち社外取締役4名）ですが、本議案にかかる取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、8名（うち社外取締役4名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役報酬額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額72,000千円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案の内容は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数および今後の動向等を総合的に勘案したものであることから、相当であるものと考えております。

本議案にかかる監査等委員である取締役の員数は、第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、4名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式に係る報酬額決定の件

当社の取締役報酬等の総額は2009年6月24日開催の第47回定時株主総会において、年額300百万円以内とご承認いただいております。取締役報酬等の総額の範囲内で、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、社外取締役を除く当社の取締役に對し譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつき、2019年6月25日開催の第57回定時株主総会においてご承認をいただき今日に至っております。第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行することから、改めて以下のとおり当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に對し譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することについて、ご承認をお願いするものであります。なお、本議案は監査等委員会設置会社への移行に伴う手続上のものであり、実質的な譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給する内容は2019年6月25日開催の第57回定時株主総会においてご承認いただきました内容と同一であります。

譲渡制限付株式は、勤務条件の付された「勤務条件付譲渡制限付株式」および業績条件の付された「業績条件付譲渡制限付株式」により構成することといたします。

勤務条件付譲渡制限付株式により、取締役は、退任までの間継続して、株主の皆様と利害をより一層共有することが可能となります。また、業績条件付譲渡制限付株式により、取締役は、業績に対するコミットメントが強化され、中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブをより直接的に享受することになります。

本議案に基づき対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、上記の取締役報酬等の総額の範囲内で、勤務条件付譲渡制限付株式および業績条件付譲渡制限付株式について、それぞれ、年額45百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役4名）であり、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）8名選任の件」が原案どおり承認可決されまると、取締役（監査等委員である取締役を除く）は8名（うち社外取締役4名）となり、対象取締役は4名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当社から当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は、勤務条件付譲渡制限付株式および業績条件付譲渡制限付株式について、それぞれ、年60,000株以内とし（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、勤務条件付譲渡制限付株式に係るものを「本割当契約Ⅰ」とい

い、業績条件付譲渡制限付株式に係るものを「本割当契約Ⅱ」といいます。)を締結するものとします。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

本割当契約Ⅰの概要

- (1) 対象取締役は、本割当契約Ⅰにより割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式Ⅰ」という。）について、本割当株式Ⅰの交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任または退職する日までの期間（以下「譲渡制限期間Ⅰ」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分（以下「譲渡等」という。）をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に上記(1)に定める地位を退任または退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式Ⅰを当然に無償で取得する。
- (3) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式Ⅰの全部について、譲渡制限期間Ⅰが満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間の満了前に上記(1)に定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式Ⅰの数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間Ⅰが満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅰを当然に無償で取得する。
- (5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間Ⅰの期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式Ⅰについて、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅰを当然に無償で取得する。
- (6) 本割当契約Ⅰにおける意思表示および通知の方法、本割当契約Ⅰ改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約Ⅰの内容とする。

本割当契約Ⅱの概要

- (1) 対象取締役は、本割当契約Ⅱにより割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式Ⅱ」という。）について、5年以内で当社の取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間Ⅱ」という。）、譲渡等をしてはならない。
- (2) 対象取締役が譲渡制限期間Ⅱの満了前に取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任または退職した場合には、当社は、本割当株式Ⅱを当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が譲渡制限期間Ⅱの間、継続して上記(2)に定める地位にあったことに加えて、取締役会で定める中期経営計画に掲げる経営指標その他の業績条件（以下「本業績条件」という。）の達成を

- 条件として、本割当株式Ⅱの全部について、譲渡制限期間Ⅱが満了した時点で譲渡制限を解除する。
- (4) 当社は、譲渡制限期間Ⅱが満了した時点において、上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅱを当然に無償で取得する。
 - (5) 上記(2)の定めにかかわらず、本業績条件の達成が確定した後、本譲渡制限期間Ⅱの満了前に、当社の取締役会が正当と認める理由により上記(2)に定める地位を退任または退職した場合には、当社の取締役会決議により、退任または退職の時点をもって本割当株式Ⅱの全部につき譲渡制限を解除する。
 - (6) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間Ⅱの期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合において、譲渡制限期間Ⅱの満了前に当該組織再編等の効力発生日が到来するときは、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅱを当然に無償で取得する。ただし、当該組織再編等の効力発生日前に本業績条件の達成が確定した場合には、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、本割当株式Ⅱの全部につき譲渡制限を解除する。
 - (7) 本割当契約Ⅱにおける意思表示および通知の方法、本割当契約Ⅱ改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約Ⅱの内容とする。

以上

事業報告

(自 2022年4月1日)
(至 2023年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当期における当社グループは、強固な顧客基盤と豊富なサービスラインナップ、当社グループの総合力を強みとする、持続可能な社会の創造に貢献するデジタル・トランスフォーメーション（DX）企業グループへの変革を図ってまいりました。

なかでも、当社の主要事業である自治体ビジネス分野におきましては、総務省策定の「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」に基づき、自治体業務システムの標準化仕様に沿って、2025年度末までの当社自治体情報システムWebRingsの標準化移行を進めるとともに、自治体AI・RPAの利用促進、自治体の行政手続きのオンライン化に注力し、各種ソリューションの提供を推進いたしました。

業務資本提携先である株式会社三菱総合研究所グループや他企業とのアライアンスを推進し、かねてより販売中のAIを活用した自治体向けソリューションの拡販、自治体職員のDXスキル向上のための教育支援サービスの提供など、DX分野に取り組みました。2023年4月にアライアンス推進のための専任組織を強化し、今後とも、他社とのアライアンスを起点に、自治体から地域、民間分野におけるお客様のDX化を強力に支援してまいります。

また社内では、DX企業としてサステナブルな事業、経営を支える人材を育成すべく、テクニカル人材育成体系を構築し、DXリテラシーの底上げ、対象者への集中教育等によるDX人材の強化に注力し、IT人材育成の指標としてすでに導入している「iCD（iコンピテンシディクショナリ）」による可視化を図り、人材育成施策に着実に取り組みました。

さらに、2023年4月には、当社グループ内の事業再編を行いました。グループ内のBPOビジネスならびにシステム運用ビジネスの集約による事業の効率化と人的リソースの専門性・機動性を高め、収益性の向上を図ります。また、この事業再編を通じてガバナンスの高度化を図り、グループ経営基盤の強化に取り組んでまいります。

当期の売上高は424億4百万円と、主に公共分野や産業分野での増収を主因として前期比5.9%増となりました。

公共分野につきましては、新型コロナワクチン接種等に関わるBPO案件および福祉システム新規開発案件などにより、177億5百万円（前期比6.2%増）となりました。

金融分野につきましては、生保システム開発案件の縮小などにより109億65百万円（同4.0%減）となりました。

産業分野につきましては、小売業などのIT投資需要の回復に伴い82億17百万円（同18.4%増）となりました。

グループ会社につきましては、クラウドサービス案件が好調に推移したことなどにより55億15百万円（同10.2%増）となりました。

商品・サービス別では、公共分野における福祉システム新規開発案件などによりシステム開発が増加しました。

損益面においては、公共・産業分野を中心とした増収効果および前期に発生した自治体向けソフトウェア投資戦略の見直しに伴う一時的な費用計上の反動減により、営業利益は38億1百万円（前期比93.7%増）、経常利益は38億82百万円（同88.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は25億41百万円（同95.4%増）となり、営業利益・経常利益・当期純利益いずれもコロナ禍前の業績水準まで回復いたしました。

【業種別連結売上高】

区 分	期 別	第 60 期 2021年度		第 61 期 2022年度		対前期 増減率 (%)
		売上高 (百万円)	構成比 (%)	売上高 (百万円)	構成比 (%)	
公	共	16,668	41.6	17,705	41.7	6.2
金	融	11,419	28.6	10,965	25.9	△4.0
産	業	6,942	17.3	8,217	19.4	18.4
そ	の	5,003	12.5	5,515	13.0	10.2
合	計	40,033	100.0	42,404	100.0	5.9

(2) 設備投資等の状況

当期においては、前期に引き続きテレワーク環境の充実化を図り、新たな首都圏の営業拠点開設準備を行い、設備投資総額は5億34百万円となりました。

(3) 資金調達の状況

特に記載すべき資金調達はありません。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 58 期 2019年度	第 59 期 2020年度	第 60 期 2021年度	第 61 期 2022年度
売 上 高 (百万円)	42,278	41,573	40,033	42,404
経 常 利 益 (百万円)	2,957	2,925	2,060	3,882
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	2,063	1,432	1,300	2,541
1 株当たり当期純利益 (円)	86.72	60.16	57.23	122.20
総 資 産 (百万円)	52,677	51,261	46,827	48,523
純 資 産 (百万円)	37,868	38,795	34,620	36,286
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	1,590.87	1,629.73	1,665.00	1,744.92

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）に基づき、また、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）に基づき算出しております。
2. 第59期2020年度以前の各数値については、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用する前の数値となっております。

(5) 対処すべき課題

① 当社グループの経営環境について

2022年度の日本経済は、2022年3月に新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置が全面的に解除となって以降、景気は緩やかに回復の兆しを見せています。一方で、ウクライナ情勢に伴う世界的な物価の上昇や、2022年度半ばにかけての円安に伴う国内物価の上昇は、個人消費・企業活動に影響を及ぼしました。ウクライナ情勢や世界経済の減速など、日本経済を取り巻く環境は依然として不透明感が強く、成長が失速する懸念が残っています。

しかしながら、国内のデジタル化に向けた動きは、堅調に推移しています。デジタル庁における「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の推進や政府によるアナログ規制の見直しなどの動きは、デジタル化を強く牽引していくとみられています。さらに、コロナ禍で浸透したテレワークや企業システムのクラウド化などは、今後もIT市場に追い風となることが想定されます。

また、2023年4月には「こども家庭庁」が発足しました。こどもを取り巻く支援やサービスに関するデジタル化の動きは、当社が強みを持つ福祉分野での需要の拡大や、DX需要につながると期待されます。

② 当社の経営戦略について

当社グループは、「創造と和と挑戦をもって お客さまからの信頼をもとに未来をひらき、世界中のお客さまと感動と喜びを分かち合い、豊かで安全・安心な社会の創生に貢献する」という経営理念に基づき、事業活動を通じた社会課題解決と、ITテクノロジーを活用した新たな価値の創造に取り組んでいます。

2024年3月期は、「2023中期経営計画」の最終年度にあたり、当社の強みである「強固な顧客基盤」、「豊富なサービスラインナップ」、「当社グループの総合力」を活かし、中期経営計画の実現とともに、持続可能な社会の創造に貢献するDX企業として、各種施策を推進してまいります。

【自治体情報システム標準化対応】

当社の自治体情報システムWebRingsの標準化対応を推進し、自治体の標準準拠システムへのスムーズな移行を支援いたします。確実な移行支援に向けて、組織体制の強化を図り、今年度後半より導入作業を開始する予定です。

また、政府の掲げる「異次元の少子化対策」や、「こどもまんなか」社会の実現を目的としたこども家庭庁が発足し、こどもと家庭の福祉や健康の向上支援が進められる中、WebRingsの福祉業務の拡販に努めてまいります。

【DX事業の推進】

地域社会の抱える課題解決に貢献すべく、当社に強みのある自治体分野でのDXを起点として、地域・民間分野における顧客のDX化を推進してまいります。

AI相談パートナーや手続きBatonをはじめとした自治体のAI・RPAの利用促進、自治体行政手続きのオンライン化支援に取り組むとともに、株式会社三菱総合研究所グループや他企業とのアライアンスによる競争力のあるDXサービスを推進してまいります。

【サステナブル経営の推進】

経営基盤の強化を図るべく、「コーポレート・ガバナンスの高度化・強化」、「品質向上への取り組み」、「アイネスウェルビーイング」施策を推進してまいります。

監査等委員会設置会社移行によるガバナンスの高度化・強化、WebRings標準化対応に向けた品質向上施策に重点を置いて取り組んでまいります。

また、DX企業として当社がサステナブルな経営を推進していくためには、DX人材の確保・育成が必要不可欠です。引き続きテクニカル人材育成体系に基づくDXリテラシーの向上、集中教育によるDX人材の強化を図るとともに、同業他社との人材交流、外部プロフェッショナル人材の登用を積極的に行ってまいります。

社員一人ひとりが輝き、持続的に成長し、活躍することのできる環境・風土を醸成し、「アイネスウェルビーイング」を実現することにより、「お客様のウェルビーイング」に資するサステナブル経営を推進してまいります。

(6) 主要な事業内容

当社の主な事業内容は以下のとおりです。

分野	事業内容
公共分野	自治体業務の効率化や住民サービスの向上を実現するため、行政システム（WebRings）や多様化する住民ニーズに応えるサービスを提供する事業
金融・保険分野	金融機関のニーズや課題に対して、コンサルティングから開発・保守・運用にいたるまで、幅広いサービスを提供する事業
産業分野	流通業や製造業、サービス業などのさまざまな分野に、最適なITソリューションやアウトソーシングサービスを提供する事業
DX分野	自治体DX、地域・民間DXの実現に向け、DXコーディネーターとして社会課題解決を見据えた新たなソリューションを提供する事業

(7) 重要な子会社の状況

重要な子会社の状況は、次のとおりであります。

会社名	当社の持株比率 (%)	主要な事業内容
株式会社アイネス総合研究所	100.0	IT関連事業・技術動向等に関する調査、研究機関、新規事業・サービスの開発
株式会社アイネスリレーションズ	100.0	システムの開発、運用、BPO人材の派遣、データエントリーサービスの提供
株式会社アイネステクノロジーズ	100.0	システムの運用・監視、クラウドサービスの提供
株式会社アイネス総合サービス	100.0	管理事務代行サービス、コーポレート業務支援

(注) 1. 当社の持株比率は、議決権の数に基づき算出しております。

2. 2022年10月1日付で、株式会社KDSは株式会社アイネスリレーションズに、株式会社SKサポートサービスは株式会社アイネステクノロジーズに、それぞれ商号を変更しております。

(8) 主要な事業所

① 当社の主要拠点

名 称	所 在 地
東京本社	東京都中央区
晴海オフィス	
横浜事業所(登記上の本店所在地)	神奈川県横浜市
関東サービスセンター	埼玉県越谷市
北海道支社	北海道札幌市
東北支社	宮城県仙台市
中部支社	愛知県名古屋
関西支社	大阪府大阪市
中国支社	広島県広島市
九州支社	福岡県福岡市

② 子会社の主要拠点

会 社 名	所 在 地
株式会社アイネス総合研究所	神奈川県横浜市
株式会社アイネスリレーションズ	東京都千代田区
株式会社アイネステクノロジーズ	神奈川県横浜市
株式会社アイネス総合サービス	神奈川県横浜市

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
1,451名	76名減

(10) 主要な借入先

特に記載すべき借入先はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 175,477,400株
- (2) 発行済株式の総数 20,900,000株 (うち自己株式 104,676株)
- (3) 株主数 5,848名
- (4) 大株主

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社三菱総合研究所	4,052	19.48
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,677	12.87
アイネスグループ社員持株会	1,196	5.75
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,119	5.38
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	951	4.57
BNP PARIBAS LUXEMBOURG / 2 S / JASDEC / JANUS HENDERSON HORIZON FUND	676	3.25
株式会社三菱UFJ銀行	514	2.47
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	433	2.08
J P MORGAN CHASE BANK 3 8 5 7 8 1	268	1.29
K I A FUND 1 3 6	254	1.22

(注) 持株比率は、自己株式を控除した株式数 (20,795,324株) により算出しております。

(5) 当期中に職務執行の対価として交付した株式の状況

	株式数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役 (社外取締役を除く)	2,562	2

(6) その他株式に関する重要な事項

- ① 当社は、2022年3月29日開催の取締役会決議に基づき、2022年4月5日に3,000,000株の自己株式を消却いたしました。
- ② 当社は、2022年4月28日の取締役会決議に基づき、執行役員に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式 (1,224株) の処分を行いました。
- ③ 当社は、2022年6月24日の取締役会決議に基づき、取締役および執行役員に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式 (3,001株) の処分を行いました。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2023年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役	吉 村 晃 一	社長
取 締 役	塚 原 進	専務執行役員
取 締 役	大 森 京 太	株式会社三菱総合研究所 特別顧問 NCS&A株式会社 社外取締役
取 締 役	金 群	早稲田大学 人間科学学術院 人間情報科学科 教授
取 締 役	村 上 嘉 奈 子	のぞみ総合法律事務所 パートナー 新生信託銀行株式会社 社外監査役
取 締 役	佐 藤 信 行	中央大学大学院法務研究科 教授 中央大学 副学長 日本弁護士連合会外国法事務弁護士懲戒委員会 委員 地方公共団体情報システム機構本人確認情報保護委員会 委員長 地方公共団体情報システム機構認証業務情報保護委員会 委員長
常 勤 監 査 役	大 利 一 雅	
監 査 役	友 田 和 彦	パーソルホールディングス株式会社 社外取締役 (監査等委員) 株式会社博報堂DYホールディングス 社外監査役 株式会社大広 社外監査役
監 査 役	芳 賀 良	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授 横浜国立大学大学院国際社会科学府法曹実務専攻 専攻長

- (注) 1. 2022年6月24日開催の当社第60回定時株主総会の終結の時をもって、取締役の磯部 悦男氏および福原 紀彦氏は退任し、同定時株主総会において、新たに、村上 嘉奈子氏および佐藤 信行氏が取締役に選任され、就任いたしました。
2. 取締役の大森 京太、金 群、村上 嘉奈子および佐藤 信行の各氏は、社外取締役であります。
3. 監査役3名全員は、社外監査役であります。
4. 監査役の大利 一雅氏は、長年にわたり金融機関での業務執行および企業経営に携わっており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
監査役の友田 和彦氏は、公認会計士として、長年にわたる経験と知見を有しております。
5. 当社は、取締役の大森 京太、金 群、村上 嘉奈子および佐藤 信行の各氏ならびに監査役3名全員を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、当社の社外取締役および社外監査役の独立性については、同取引所の独立性基準と同一の基準で判断しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役および各監査役と会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額としております。

(3) 補償契約の内容の概要等

当社は、各取締役および各監査役との間で、会社法第430条の2第1項に定める補償契約を締結しております。

①当該取締役および監査役の氏名

吉村 晃一氏、塚原 進氏、大森 京太氏、金 群氏、村上 嘉奈子氏、佐藤 信行氏、大利 一雅氏、友田 和彦氏、芳賀 良氏

②当該補償契約の内容の概要

会社法第430条の2第1項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、補償対象者がその職務を行うにつき悪意または重大な過失があったことにより損害を賠償する責任を負う場合における当該損害に係る賠償金等については補償の対象としないこととしております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

①当該保険契約の被保険者の範囲

当社および子会社の取締役、監査役および執行役員

②当該保険契約の内容の概要

被保険者が会社役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことによって被保険者が被る損害を填補するものです。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。

(5) 取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針に関する事項

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確

認しており、当該決定方針に沿うものであるものと判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

・取締役個々の職責に応じた適正かつ適切な対価とし、また、当社グループの短期および中長期の業績向上と持続的な企業価値向上に向け動機づけとなる報酬体系および報酬水準とする。

・株主との利害共有を図り、説明責任が果たせる透明性・公正性・合理性が確保された報酬体系および報酬決定手続きとする。

・報酬体系および報酬水準については、経営者として、当社グループの持続的な企業価値向上に貢献し、また、当社コーポレート・ガバナンスに資する優秀な人材を登用できることを勘案する。

・社外取締役を主体に構成する指名報酬委員会に、報酬の妥当性等の検証を諮問することにより客観性・合理性を確保するとともに、経済情勢、当社業績または他社報酬水準等の動向を踏まえて、報酬体系および報酬水準を随時見直すものとする。

b. 基本報酬の額、報酬を与える時期等の決定に関する方針

基本報酬は、その職責に応じた職務執行の対価として固定額を毎月支給する。

c. 業績連動報酬に係る業績指標の内容および額の算定方法、報酬等を与える時期等の決定に関する方針
業績連動報酬は、単年度の業績指標として各事業年度の連結売上高、連結営業利益、連結当期純利益等の業績および各種経営指標の実績に連動して算出された額を賞与として、毎年6月に支給する。

d. 非金銭報酬の内容および数の算定方法、報酬等を与える時期等の決定に関する方針

非金銭報酬は、株式報酬とし、次の二種類の譲渡制限付株式について、中期経営計画開始年度の5月に支給する。

・勤務条件付譲渡制限付株式

株主の視点に立ち、持続的な企業価値向上に向けたインセンティブとして、一定期間、取締役であることを譲渡制限解除の条件として、当該期間に応じた株数を支給する。

・業績条件付譲渡制限付株式

中期経営計画等で定める中長期的な業績（各種経営指標を含む）計画から設定する目標値の達成のインセンティブとして、計画最終年度終了時に当該目標値が達成されていることを譲渡制限解除の条件として、当該計画期間中の在任期間に応じた株数を支給する。

e. 基本報酬の額、業績連動報酬の額または非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

代表取締役および業務執行取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬および非金銭報酬である株式報酬の三種類で構成する。

社外取締役は、業務執行から独立した立場で経営の監督・助言を行うという観点から、基本報酬のみとする。

代表取締役および業務執行取締役の種類別の報酬割合

基本報酬	業績連動報酬	株式報酬	報酬計
76%	14%	10%	100%

(注) 業績連動報酬は、当該期の業績（連結当期純利益等）に応じて、基準額の0～200%のレンジで決定する。

f. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

取締役の個人別の報酬額は、あらかじめ指名報酬委員会にて役員区分毎に策定された算定基準に基づき算定され、それらの報酬額の決定は、同委員会にて審議の上、その結果は取締役会に答申され、取締役会は、それらの答申内容に基づき、取締役の個別の報酬額を決定する。

② 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	135,961 (25,272)	105,780 (25,272)	19,074 (-)	11,107 (-)	8 (5)
監査役 (うち社外監査役)	31,488 (31,488)	31,488 (31,488)	-	-	3 (3)

- (注) 1. 上記の取締役の員数は、当期末日時点の取締役の員数6名（うち社外取締役4名）と相違しておりますが、これは、上記員数には、2022年6月24日開催の当社第60回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役1名）が含まれていることによるものであります。
2. 取締役の報酬等の総額は、2009年6月24日開催の第47回定時株主総会において年額300,000千円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与・賞与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち社外取締役1名）です。また、2019年6月25日開催の第57回定時株主総会において、取締役（社外取締役は除く）に付与する株式報酬の額として、上記の取締役報酬等の総額の範囲内で、勤務条件付譲渡制限付株式および業績条件付譲渡制限付株式について、それぞれ、年額45百万円以内、株式数の上限として、それぞれ、年60,000株以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は4名です。
3. 監査役の報酬の総額は、2009年6月24日開催の第47回定時株主総会において年額72,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち社外監査役3名）です。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職する法人等	兼職内容
社外取締役	大森京太	株式会社三菱総合研究所	特別顧問
		NCS&A株式会社	社外取締役
	金群	早稲田大学 人間科学学術院 人間情報科学科	教授
	村上嘉奈子	のぞみ総合法律事務所	パートナー
		新生信託銀行株式会社	社外監査役
	佐藤信行	中央大学大学院法務研究科	教授
		中央大学	副学長
		日本弁護士連合会外国法事務弁護士懲戒委員会	委員
		地方公共団体情報システム機構本人確認情報保護委員会	委員長
		地方公共団体情報システム機構認証業務情報保護委員会	委員長
社外監査役	大利一雅	—	
	友田和彦	パーソルホールディングス株式会社	社外取締役（監査等委員）
		株式会社博報堂DYホールディングス	社外監査役
		株式会社大広	社外監査役
	芳賀良	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院	教授
		横浜国立大学大学院国際社会科学府法曹実務専攻	専攻長

- (注) 1. 大森京太氏の兼職先である株式会社三菱総合研究所は、当社のその他の関係会社であり、当社と当社との間には業務資本提携契約に基づくシステム提供サービスに関連する取引があります。
2. 当社の子会社である株式会社アイネス総合研究所と早稲田大学との間には共同研究に関する契約があります。
3. その他の各兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。

② 当期における主な活動状況

社外取締役

氏名	取締役会の出席ならびに発言状況および期待される役割に関して行った職務の概要
大森 京太	<p>当期に11回開催した取締役会のうち10回出席し（出席率90.9%）、長年にわたり金融業およびITサービスの企業経営に携わった経営の専門家としての豊富な経験と高い見識に基づき、議題や審議事項につき適宜発言・提言を行っております。その他、指名報酬委員会の委員を務め、役員懇談会等の当社の会議体に参加し、経営の専門家としての高い見識や豊富な経験に基づく助言や意見を述べられることにより、当社経営の適切な監督および企業価値の向上に重要な役割を果たしております。</p>
金 群	<p>当期に11回開催した取締役会に全て出席し（出席率100%）、長年にわたり大学においてコンピュータサイエンスの動向・適用分野についての研究に携わることにより培った技術・事業に関する専門的な知識・経験に基づき、議題や審議事項につき適宜発言・提言を行っております。その他、指名報酬委員会の委員長を務め、役員懇談会等の当社の会議体に参加し、技術・事業に関する専門的な知識・経験に基づく助言や意見を述べられることにより、当社経営の適切な監督および企業価値の向上に重要な役割を果たしております。</p>
村上 嘉奈子	<p>当期に新たに就任し、就任後9回開催した取締役会に全て出席し（出席率100%）、弁護士資格およびコンプライアンス・オフィサー資格を有し、のぞみ総合法律事務所のパートナーを務め、企業のリスク管理、コンプライアンス、危機管理等の弁護士業務に従事しているとともに、社外監査役の立場から企業経営に対する監督を行うことにより培った専門的な見識に基づき、議題や審議事項につき適宜発言・提言を行っております。その他、役員懇談会等の当社の会議体に参加し、専門的な見識に基づく助言や意見を述べられることにより、当社経営の適切な監督および企業価値の向上に重要な役割を果たしております。</p>
佐藤 信行	<p>当期に新たに就任し、就任後9回開催した取締役会に全て出席し（出席率100%）、地方自治体の情報システム導入や個人情報保護に関する教育研究実績および公職経験、また、当社の主要業務かつ今後の注力事業となる地方自治体向けの新たな各種情報処理（ITサービス）業を推進するうえで、大変重要な領域についての造詣が深く、その経歴を通じて培った専門的な見識に基づき、議題や審議事項につき適宜発言・提言を行っております。その他、指名報酬委員会の委員を務め、役員懇談会等の当社の会議体に参加し、専門的な見識に基づく助言や意見を述べられることにより、当社経営の適切な監督および企業価値の向上に重要な役割を果たしております。</p>

社外監査役

氏 名	取締役会、監査役会の出席ならびに発言状況
大 利 一 雅	当期に11回開催した取締役会に全て出席し（出席率100%）、また、当期に13回開催した監査役会に全て出席し（出席率100%）、長年にわたり銀行・証券会社における業務執行と企業経営に携わり、その経歴を通じて培ったITの専門家としての豊富な経験と高い見識をもって、適宜発言を行っております。
友 田 和 彦	当期に11回開催した取締役会のうち10回出席し（出席率90.9%）、また、当期に13回開催した監査役会に全て出席し（出席率100%）、公認会計士としての長年の経験と、その有する財務・会計に関する相当程度の知見から、適宜発言を行っております。
芳 賀 良	当期に11回開催した取締役会に全て出席し（出席率100%）、また、当期に13回開催した監査役会に全て出席し（出席率100%）、指名報酬委員会の委員を務め、弁護士資格を有する大学院教授として金融商品取引法および会社法に精通しており、その経歴を通じて培った専門的見識をもって、適宜発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

① 当期に係る会計監査人としての報酬等

40,400千円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

40,400千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査に対する監査の報酬等の額を区別しておらず、また実質的にも区別できないため、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積の算出根拠などが適切かどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が、会社法第340条第1項各号に該当するものと判断される場合、監査役会で審議し監査役全員の同意によって監査役会が会計監査人を解任する方針であり、会計監査人を解任した場合は、監査役会で選定した監査役がその旨および理由を解任後最初に開催する株主総会において報告する方針です。また、監査役会は、会計監査人の職務の遂行に関する状況等を勘案し、必要があると判断した場合には、当該会計監査人の解任または再任しないことに関する議案の内容を決定し、取締役会が当該議案を株主総会に付議する方針です。

(注) 本事業報告に記載の金額、株式数および比率は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	(24,924)	流動負債	(6,414)
現金及び預金	9,376	買掛金	2,006
受取手形、売掛金及び契約資産	11,960	未払費用	1,261
有価証券	2,300	未払法人税等	908
仕掛品	268	未払消費税等	363
原材料及び貯蔵品	66	前受金	191
前払費用	454	賞与引当金	959
その他	514	役員賞与引当金	73
貸倒引当金	△ 16	受注損失引当金	48
固定資産	(23,599)	その他	601
有形固定資産	(1,600)	固定負債	(5,822)
建物及び構築物	506	役員退職慰労引当金	102
工具、器具及び備品	1,089	退職給付に係る負債	4,608
土地	3	資産除去債務	276
建設仮勘定	1	その他	834
無形固定資産	(2,265)	負債合計	12,237
ソフトウェア	2,241	(純資産の部)	
その他	24	株主資本	(36,627)
投資その他の資産	(19,733)	資本金	15,000
投資有価証券	13,236	資本剰余金	10,100
長期前払費用	678	利益剰余金	11,682
繰延税金資産	4,490	自己株式	△ 155
その他	1,328	その他の包括利益累計額	(△ 341)
資産合計	48,523	その他有価証券評価差額金	△ 179
		退職給付に係る調整累計額	△ 162
		純資産合計	36,286
		負債及び純資産合計	48,523

連結損益計算書

(自 2022年4月1日)
(至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	42,404
売上原価	32,306
売上総利益	10,097
販売費及び一般管理費	6,296
営業利益	3,801
営業外収益	85
受取利息	51
受取配当金	11
保険配当金	8
その他	14
営業外費用	5
支払利息	0
投資事業組合運用損	1
その他	3
経常利益	3,882
特別利益	-
特別損失	182
固定資産除却損	0
減損損失	181
税金等調整前当期純利益	3,699
法人税、住民税及び事業税	1,131
法人税等調整額	27
当期純利益	2,541
親会社株主に帰属する当期純利益	2,541

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	(21,707)	流動負債	(5,522)
現金及び預金	6,705	買掛金	2,052
売掛金及び契約資産	11,223	未払金	143
有価証券	2,300	未払費用	986
仕掛品	229	未払法人税等	669
原材料及び貯蔵品	66	未払消費税等	237
前払費用	610	前受金	190
その他の	583	預り金	287
貸倒引当金	△ 11	賞与引当金	803
固定資産	(22,068)	役員賞与引当金	59
有形固定資産	(1,233)	受注損失引当金	48
建物	429	その他の	45
構築物	0	固定負債	(4,917)
工具、器具及び備品	798	退職給付引当金	3,788
土地	3	役員退職慰労引当金	59
建設仮勘定	1	資産除去債務	238
無形固定資産	(2,220)	その他の	830
電話加入権	16	負債合計	10,439
ソフトウェア	2,200	(純資産の部)	
その他の	4	株主資本	(33,468)
投資その他の資産	(18,614)	資本金	(15,000)
投資有価証券	11,575	資本剰余金	(10,100)
関係会社株式	1,089	資本準備金	3,750
関係会社出資金	13	その他資本剰余金	6,350
長期前払費用	616	利益剰余金	(8,523)
繰延税金資産	4,097	その他利益剰余金	8,523
敷金及び保証金	1,135	繰越利益剰余金	8,523
施設利用会員権	81	自己株式	(△ 155)
その他の	5	評価・換算差額等	(△ 132)
資産合計	43,775	その他有価証券評価差額金	△ 132
		純資産合計	33,335
		負債及び純資産合計	43,775

損益計算書

(自 2022年4月1日)
(至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	36,888
売上原価	28,139
売上総利益	8,748
販売費及び一般管理費	5,973
営業利益	2,775
営業外収益	363
受取利息	45
受取配当金	297
保険配当金	8
その他	11
営業外費用	4
投資事業組合運用損	1
その他	3
経常利益	3,133
特別利益	-
特別損失	182
固定資産除却損	0
減損損失	181
税引前当期純利益	2,951
法人税、住民税及び事業税	744
法人税等調整額	48
当期純利益	2,158

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月23日

株式会社 アイネス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 志村 さやか
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 飯田 昌泰
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アイネスの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイネス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月23日

株式会社 アイネス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 志村 さやか
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 飯田 昌泰
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイネスの2022年4月1日から2023年3月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会、その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容及びその運用状況は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月23日

株式会社アイネス監査役会

常勤監査役 大 利 一 雅

監 査 役 友 田 和 彦

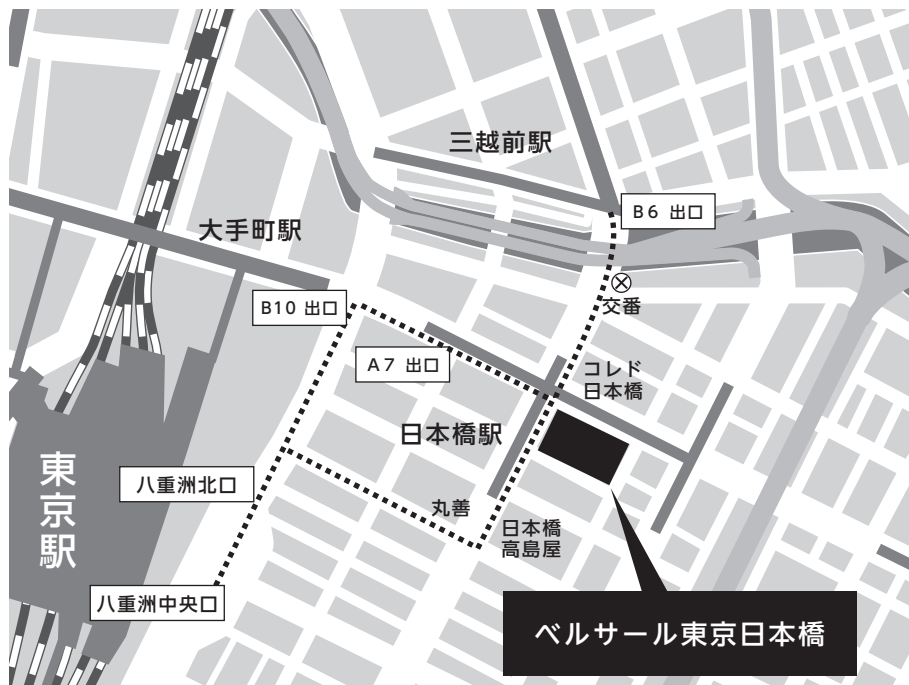
監 査 役 芳 賀 良

(注) 常勤監査役大利一雅、監査役友田和彦、芳賀良は社外監査役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

【場所】 東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー
ベルサール東京日本橋 5階コンファレンスセンター



【交通手段】 最寄り駅

日本橋駅	東京メトロ	銀座線 東西線	B 6 出口	ビル直結
	都営地下鉄	浅草線		
東京駅	J R	—	八重洲北口	徒歩 8 分
	東京メトロ	丸ノ内線		
三越前駅	東京メトロ	半蔵門線	B 6 番出口	徒歩 5 分